

## 【縁切寺研究余話 3】

# 井上ひさし『東慶寺花だより』を読む

高木 侃

## 1 はじめに

前回に引き続き、縁切寺研究者としての立場から、作家・井上ひさしの『東慶寺花だより』<sup>1)</sup> (文藝春秋刊) を読み解いていきたい。本書は東慶寺へ駆け込む、さまざまな女性を描いたものであるが、舞台は駆け込み女の世話をした御用宿・柏屋である。そこには主人源兵衛夫婦とその娘美代、番頭の利平とその妻勝、それに遠縁で宿に居候をして番頭見習い修行の中村信次郎、23 歳がいる。全編を通じての主人公・信次郎は江戸蔵前の町医者西沢佳庵のもとで医者のみかしらみの修行をしていたが、『蚤蚊虱の大合戦』という滑稽本の作者であり、一人前の戯作者になるために、柏屋の布団部屋にこもって番頭見習いをしながら戯作と格闘しているといった塩梅である。

さて、ここでは第二話「桜の章 おぎん」を取り上げる (52 ~ 96 頁)。駆け込み女「おぎん」は江戸両国の薪炭問屋・堀切屋の御隠居の妾で、去年 6 月に入山、ときにおぎん 21 歳であった。御用宿・松本屋の世話で入寺する。ところで、はたして東慶寺では妾の縁切り願を受け入れたのか。まず、小説で描かれた妾「おぎん」の顛末を述べ、妾の地位はいかなるものか、夫 (旦那) と妾契約はどのようになされ、その関係解消 (手切れ) はどのようになされたのか、等に及びたい。

## 2 桜の章 おぎんの駆け込み

東慶寺の寺内に病人が出たとの知らせがある。元来、東慶寺は男子禁制の尼寺故、男の町医者は論外で、わずかに円覚寺の僧医・清拙和尚のほかは、中門から奥には入れない。ところが、あいにく清拙和尚は、腰を痛めて歩行もできず応診ができない有様。そこで、江戸蔵前で、腕のいい医者ききづつの代診をしていた信次郎に白羽の矢があたる。男子でも御用宿の者は僧医に準ずるとのことで、清拙和尚に挨拶に伺い、聴筒 (聴診器) 一本を借りて、

夕方血を吐いたという駆け込み女「おぎん」を診に行くこととなる。東慶寺では、この時期（1800年代初頭）無住で、塔頭蔭涼軒主・法秀尼が東慶寺院代として采配をふるっていた<sup>2)</sup>。その院代の案内で、「おぎん」が臥せっている、塔頭の一つ青松院へ向かう。

その「おぎん」のことだが、東慶寺御用の飛脚が江戸で聞いて来た話では、「おぎん」7歳のとき、腕のいい指物大工さしものの父を、翌年には母も労咳で亡くす。叔父・勘次に引き取られるが、面倒は見てくれず、出入りしていた両国の薪炭問屋・堀切屋へ女中奉公に出される。18歳の冬、本所小梅にある寮に御隠居付きの女中として遣わされ、そこで隠居・三郎衛門<sup>3)</sup>の手が付くが、これは勘次と三郎衛門とが図って、手込めにしたものであった。幾度か寮から逃げるが、その都度叔父に見つかり、引き戻され、その度に御機嫌取りのお小遣いを貯めて30両になったので、駆け込みを決意したという。実はこの30両という金額は駆け込み女が最上等の待遇「上臈（女郎）格」で在寺できる、上げ金（冥加金）と扶持料（滞在費用）の総額であった（駆け込み女の待遇 格付け とその扶持料等については、稿をあらためて論述する）。

駆け込み女「おぎん」は労咳が疑われ、養生をせねばならない。ところが、寺内には養生する場所がない。在寺女からかなりの金高を取っても駆け込み寺経営は難しいと、院代・法秀尼は祠堂金の運用を思案している様子である（祠堂金のことは後述する）。

「おぎん」はかつての許婚いいなづけ・朝吉かざりしよく（奈良で銚職の修業していた）が修行をおえて帰ってきたことを知り、しかもいまだに「おぎん」を好いていてくれる。三郎衛門との妾関係解消だけでなく、その後に朝吉との結婚を願った。二の腕を簪かんざしで傷つけ、口に含んで咯血したように見せていたのである。信次郎の診断の結果、労咳ということになって、柏屋に宿下がりして、養生することになる。ここで朝吉との再会（密会）を果たすが、その現場を宿の娘「お美代」の話から察した信次郎が突き止める。そこへ「おぎん」を諦めきれない三郎衛門が早駕籠を仕立てて迎えに来る。薪炭問屋・堀切屋の家付き娘の婿・三郎衛門は二度目の夫で、身代を三倍にして先夫の長子に家督を譲る。そんなある日、働くだけ働かされて隠居した三郎衛門は「おぎん」を見染めたという。だからどうあっても離縁状は書かないと、関係解消を拒む。そこで信次郎は、三郎衛門の子と孫の数、それと心を許しあっている友の数を聞く。信次郎は「子孫の数を数えて、それが真の友人の数を上回ったとき、ひとはもう老年に踏み出している」と、これが一問法。三郎衛門は子孫五人、真の友人二人、あなたはもう老年、「若い人は若い人に任せましょう」と、信次郎は三郎衛門を説得したのである。

三郎衛門が「わたしは縁切状を書きませんよ」と拒絶して、「あと十五ヶ月、待つことだな」というセリフがある(93頁)。これは東慶寺の縁切寺法から判断すれば、寺法離縁が成立していたということになる(寺法離縁では、すでに寺法離縁状は提出済みのはずで、この点は歴史的事実とは異なるが、小説としてはこの方が面白いかもしれない)。井上ひさしの「寺法離縁」の理解は次回以降に検討するが、ここで問題なのは、東慶寺で妾の離縁を扱ったか否かである。小説では、信次郎がそのことを主人・源兵衛に聞くと(73頁)、

「それがりっぱに扱うのさ。やむにやまれず離縁を申したてる女<sup>ひと</sup>たち、そういった女たちを助けるのが、東慶寺さまのお仕事、そして御用宿の者の務め。夫と離縁したい女であれ、旦那と離縁したい女であれ、一切差別はしないのだ」

「この利平がこちらにまいってかれこれ四十年になります、そうですね、この柏屋だけでも二十件は、妾離縁を扱っているはずですよ」

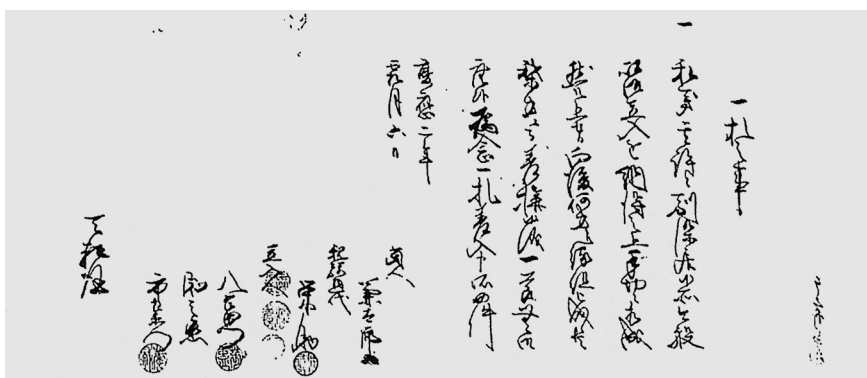
ところで、もう一つの縁切寺・満徳寺では、本妻同様の妾の離縁を扱い、年季25ヶ月の半分12ヶ月半で、離婚し下山できる「半限抱え」の制度があった。実例として、文政7(1824)年4月安房国長狭郡天面村(現・千葉県鴨川市)の「みゑ」の事例がある。先例書付けによれば、

寺法定例廿五ヶ月半減にて年季明申渡、寺法相拒二付、御奉行所え願立ル  
房州長狭郡天面村百姓太郎左衛門後家よし娘みゑ八、女房同様、本妻は子供も有  
之、右女房兩人有之儀二付、

とある。在寺禁足12ヶ月半で年季明=離縁・下山の旨、夫に申し渡したが、夫(旦那)がこれを拒絶したので、寺社奉行に係属したものである。子供もある本妻「みゑ」は、「女房同様」であり、かつ「女房兩人有之儀」とある。正式の妻の離縁には定例の手続きをへること(在寺25ヶ月)が必要だったから、半減で離縁を認めたのは、妾(妻)が女房と同様であり、夫が事実上二人の女房をもったこと(実質二分の一妻)になると考えたのである(ちなみに当時は今日の本妻を女房といい、妾のことを妻と称したのである)。「みゑ」の駆け込みは、もっとも遠隔地からの事例でもある<sup>4)</sup>。

### 3 東慶寺での妾の駆け込み受容

小説では妾「おぎん」が在寺していたわけであるから、妾も受け入れたことになるが、はたして實際上、東慶寺では妾の駆け込みを受け入れたのであろうか。東慶寺旧蔵文書、すなわち小丸文書<sup>5)</sup>のなかに、わずかに慶応2（1866）年11月に兼太郎から「てる」にあてた離縁状と、「てる」から兼太郎にあてた返り一札がある。



「兼太郎 てる」離縁状

<sup>(複製)</sup>  
「てる一件書面」

一 札 之 事

一私義、其許と馴染居候所、今般  
以御立入を納得之上手切二相成、  
然ル上は向後何方え縁組被成候共、  
我等方二て差構候儀一節無御  
座候、為念一札差入申所、如件

慶応二年

当人

霜月六日

兼 太 郎(爪印)

親類惣代

栄 助<sup>㊦</sup>

立入人

八 右 衛 門<sup>㊦</sup>

助之丞  
市左衛門<sup>印</sup>  
て る 殿

この「手切れ一札」は、妾「てる」に差し出したものである。なぜなら「馴染居候」ところ、このたび「手切れ」になるというのが、妾の離縁状の常套文句だからである。その上で、旧蔵者の小丸俊雄氏はこれを縁切寺東慶寺文書であるという。そうならば、東慶寺でも満徳寺と同じように妾の駆け込みを受容したことになる。その正否を証する文書は、この「一札」以外に見当たらないが、端裏に「てる一件書面」とあることなどを勘案し、これを東慶寺縁切文書とすれば、小説ほど駆け込み事例は多くなかったにせよ、例外的に妾の駆け込みも受容したといえる。

つぎは返り一札である。



「てる」離縁状返り一札

差入申一札之事

一私義、其許様と馴染合居候所、  
此度御立入ヲ以納徳<sup>(得)</sup>之上、手切ニ相成、  
然ル上は貴殿御縁組無之内は、私縁  
談之儀決て致間敷候、為念差入  
申一札、如件

当人  
て る

慶応二年

兄

寅十一月六日

金次郎<sup>印</sup>

親類

元右衛門<sup>印</sup>

立入人

八右衛門<sup>印</sup>

助之丞

市左衛門<sup>印</sup>

兼太郎殿

兄・親類と先の立入人三名の連署加印をえて、「てる」から差し出したもので、手切れになった上は「貴殿御縁組無之内は、私縁談之儀決て致間敷候」と書き添えている。別れた後も、あなた（主人）が結婚しないうちは、私（妾）も決して縁組しないと誓約している。別れてもなお主人（旦那）への従属的姿勢を余儀なくされていて、妾の地位の一端を物語っているように見える。しかし、兼太郎は独身で、「てる」に執心していて、なかなか他の縁談に耳をかさない。主家の若旦那の行く末を案じた関係者が「てる」を説得し、東慶寺への駆け込みという強行手段をとってまで手切れを実現したと考えるのは深読みに過ぎるであろうか。前回の、「おせん」の話は夫を愛する故の駆け込みだったが、実例「てる」もまた主人（夫）を愛する故に身を引く女性と考えられようか。

さて、つぎに述べるような「雇い妾」の場合には、年季中の駆け込みは許されなかったであろうから、いずれにしても縁切寺への妾の駆け込みは異例なことだったのである。

#### 4 妾契約 奉公人請状

大名や武家の妾はさておき、庶民の妾について考えてみよう。庶民の妾といえば、富裕な豪農・町人等特定の一人の男が、粹な黒堀見越しの松に女中（飯炊き婆）の付いた別宅を構えて置いた「囲い妾」が想起されるが、それほど富裕でなくとも相応の資産を持つ男に、「別宅の妾」、同敷地内「別居もしくは同居の妾」（「囲い妾」に類する妾）、一定期間雇われる「雇い妾（妾奉公）」などがみられた。さらに、男の慰みに短期間臨時に雇われた「月切りの妾」、同時に多数の男に安い手当てで囲われた「安囲い」も出てきて、妾も多

様であった。夫妾関係の成立にあたって契約を交わしたのは、「雇い妾」の場合が多かったと思われる。一例を掲げる（筆者所蔵）。



妾奉公人請状

妾奉公人請状之事

一此たけ申女、当卯四月より来ル辰四月迄壹ケ年、給銀拾五枚二相極メ、御妾奉公二差上申候、此竹夫ケ間鋪者何之掛合も無御座候、宗旨八代々浄土宗二て紛し無御座候、則寺請状私方二取置申候、万一此女取逃・欠落仕候歟、其外如何様之悪事出来候共、我等罷出、急度埒明ケ、貴殿少シも御難儀相掛申間敷候、若御氣二入不申候は何時二ても御暇可給候、尤右給銀之内只今半銀御借シ被下、慥二受取申候、跡銀入用次第御借し可被下候、若此方より御暇願候は、右給銀日割ヲ以急度相立可申候、其時一言之子細申間鋪候、勿論御縁御座候は、何歳二ても御召遣被下候内八、此手形二て我等請人相立申候、若懐胎坏致候ハ、宜鋪御世話可被下候、為後日之奉公人請状仍て如件

麩屋町御池上ル所

天保式

請人 仕立物屋太兵衛<sup>印</sup>

卯四月

寺町夷川上ル町

奉公人親 万 屋喜兵衛<sup>㊦</sup>

奉公人 た け<sup>㊦</sup>

中 村 殿

一年の妾奉公の給金は銀二十五枚、銀十二枚が金一両であるから<sup>6)</sup>、およそ金二両余であった。

## 5 妾の手切れと離縁状

夫妻関係の解消には、ときに離縁状の授受がなされた。妾の離縁状は、ほかにも散見されるが、さほど多くはない。すでに述べたほかには<sup>7)</sup>、管見の限り、上野国（群馬県）辰8月のものであれば、その表題は「手切一札之事」とし、本文冒頭は「一おしかどの、なれやゑ（馴合）候処」とあるもの<sup>8)</sup>、また山城国相楽郡（現・京都府相楽郡木津町）の文政6年（1823）2月朔日の庄七から柳<sup>りゅう</sup>にあてた「暇状之事」には、「不思議之縁にて厚馴染候得共」とあり<sup>9)</sup>、柳も妾だっと思われるものだけであった。最近、往来物研究の第一人者・小泉吉永氏からお譲りいただいた明治時代の妾の離縁状があるので、紹介しておく<sup>10)</sup>。

時の経過をおって述べると、まず、明治20年旧10月付けの「離別告通」を掲げる。

### 離別告通

一此女、近年ヨリ拙者忍妻ニ致し居候  
へ共、此度都合依り離別致し候上八  
何方へ縁組致し候とも小生義ニ八少シモ  
差構無之、依テ如件

明治廿年

旧十月日

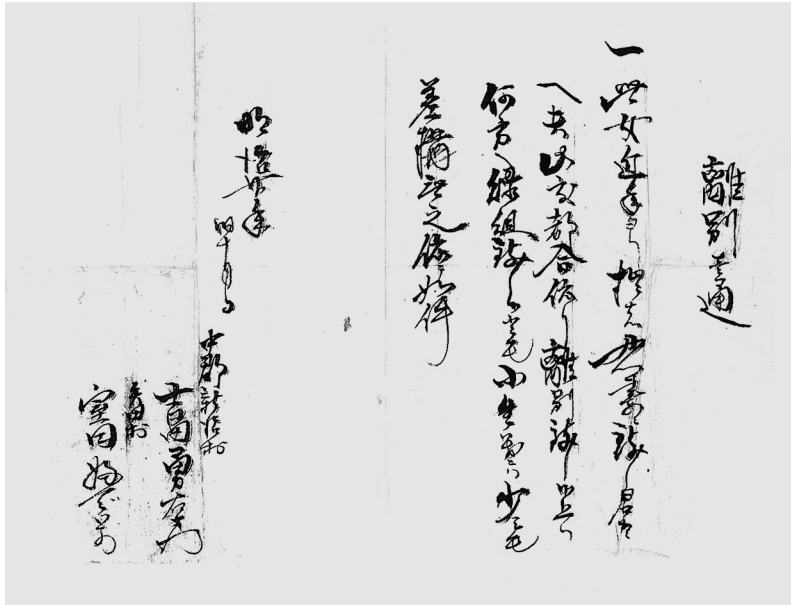
中郡新治村

吉田勇右衛門

矢田村

室田ふでとの





吉田勇右衛門離別状

中郡新治村・矢田村はともに丹波国で、現在の京丹後市である。

ここに「忍妻」とあるのは、何を意味するのであろうか。筆者はこれを妾と考える。もつとも妾の離縁状の典型的な例は、先の「兼太郎 - てる」の事例にみられるように「馴染なじんだ女と「手切れ」することであったが、ここでは「忍妻」と表現したわけである。

その後まもなく又々「ふで」は指田友治郎の妾になったようである。しかも、2ヶ月も経たない、その年の暮には別れることになって、また離別書通が「ふで」宛てに書かれている。

#### 離別書通

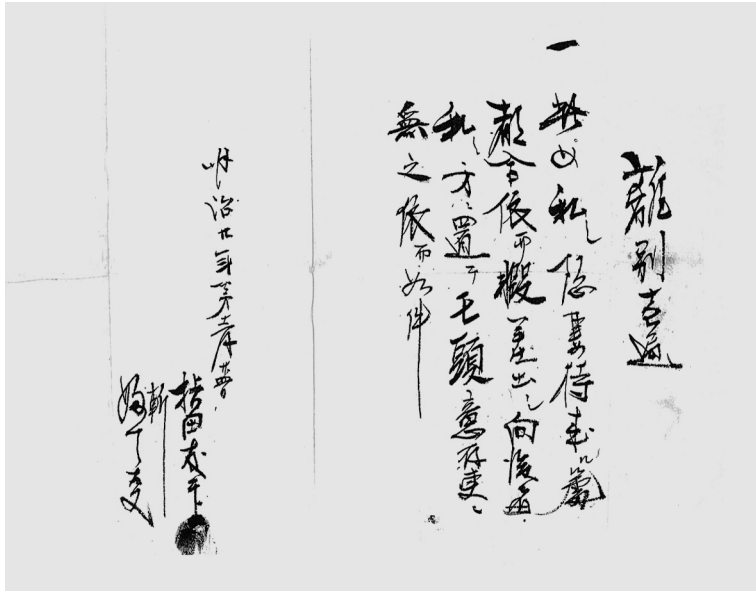
- 一 此女、私シ隠妻持来ル処、都合依て暇差出シ、向後は私シ方ニ置テモ頭意存更ニ無之、依て如件

明治廿年十二月廿四日

指田友二郎(爪印)

斬

ふて事



指田友二郎爪印離別状

ここでは「隠妻」とある。10日後の年明け、つぎの離縁状が再び書かれた。半紙を半分にして、丁度その右半分には書かれている。

離別書通

一此女、拙者掛合相成候処、  
都合依テ暇差出シ向後拙者置テ  
死去迄差構え無之、為後日加判  
可致ス、離別依テ如件

峯山泉町

指田友治郎<sup>印</sup>

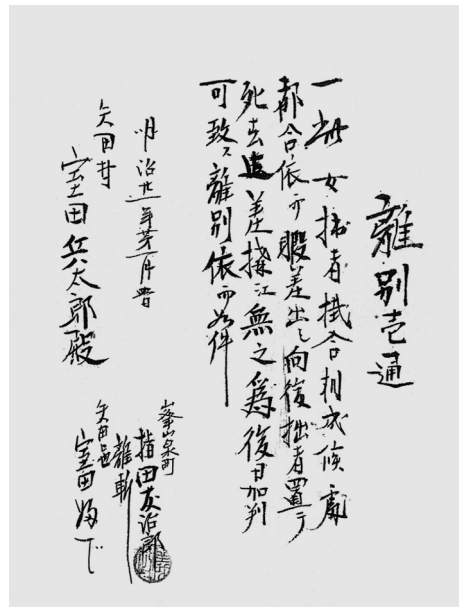
明治廿一年第一月四日 離 斬

矢田村

矢田邑

室田兵太郎殿

室田 ふで



指田友二郎捺印離別状

峯山泉町も現在の京丹後市である。これらの三通に見られる特徴は、いずれも三行半にした

ためられていることのほか、まず「ふで」が「忍妻」・「隠妻」、つまりは妾であったこと、一兩年の間に二人の男性と関係をもち、いずれも解消されたことである。

妾は忍ぶもの、隠すものであり、堂々と公にする関係ではないので（成立・解消とも戸籍への届という公示手段に頼れない）、それだけ関係解消の文書、離縁状の授受が重要で、これによってのみ手切れが確証され、文書が解消の確たる証拠になったのである。とくに指田友治郎の例では、初めの離別状は爪印（親指の腹に墨が付き、爪拇印になっている）であったが、明治になると契約証書には印章の押捺が要求されたので、あらためて印鑑が求められたのであろう。「加判可致」とあるのは証人の加印ではなく、本人が印を加えることを意味したのである。印は朱肉をもって捺している。なお、「死去迄」、死ぬまで妾が何をしようと構わない旨の文言は他では見られない特殊なものである。

もう一つの特徴は夫婦の名前を同列に書き、その間に12月のものは「斬」、1月のものは「離斬」と書き、「斬」の字の縦棒を長く引いている。夫婦の縁を切ったという呪術的な意味合いをもった行為である。これまで近江・美濃国（現、滋賀・岐阜県）にのみ見られた慣行で、夫婦兩名の間を本当にハサミ・剃刀で切ったり、手で破いたり、とき夫婦名の上に筆で縦棒を引いたりしたのである<sup>11)</sup>。一番目の吉田のものも夫妻同列に名前が書かれているので、切る用意がなされたか、手刀で切る行為をしたのかもしれない。丹後国にも離縁状を切る習俗が存在したことを示唆している。

## 6 祠堂金のこと

さきに院代・法秀尼は祠堂金の運用を思案している様子を述べたが、このとき、信次郎に院代・法秀尼は次のように語っている（79頁）。

「この寺の領地その他から上がる実入りは、米に直して年に六百石。下級の旗本並み。そのわずかな実入りで、寺内のすべてを賄わねばならぬから、常に苦心の経営を強いられている。駆け込みの女たちの養生小屋まではとても手が回らない。これまで延ばしにのぼしてきた祠堂金しどうきんの運用に手をそめるべき時期かもしれません。そうすれば、おぎんのような女も、ここで安心して養生できますからね」

小説でこのように述べた法秀尼は、実際にも東慶寺の祠堂金貸付<sup>12)</sup>について、天保5

年（1834）2月寺社奉行にあてて願書をしたためている。その内容は天秀尼のとき祠堂金千両下付されたこと、御朱印下付の寺であること、極楽寺分の御朱印は実際には地所がなく、寺領の年貢は半収の上、伽藍の修復、駆け入り女扶助に差支えて難渋のことを訴え、祠堂金を貸付けてその利潤を備え金にしたい、については鎌倉と江戸に貸付所を設けたいので許可してほしいとのことであった。願書の末尾部分に徳川家とも「御因縁有之候当寺」と、徳川家との由緒を強調しており、寺社奉行も許可しないわけにはゆかず、同年8月、蔭涼軒院代法秀尼は間部下総守殿御内寄合に呼び出され、願の趣が許可された旨仰せ渡される。天保七年には、江戸通り一丁目新道にかねて許可済みの旅宿所の建築が出来、これが江戸の貸付所を兼ねることになった。

## 7 むすび

本章では、主人公・信次郎が江戸蔵前で医者修業をしていた力量を発揮するところが話の中心で、上にはふれなかったが、修業の師匠が考案の「労咳十問」という問診法、また老年に入ったことの目安をはかる一問法も興味深かった。しかし、ここではもっぱら妾の縁切り駆け込みについて、小説と史実を検討してきた。そこで、妾の地位について再考して、むすびにかえたい。

妾の地位について、それを端的にあらわしているのが、縁切寺満徳寺への妾の駆け込みである。満徳寺に妻が駆け込む場合、25ヶ月の在寺期間で離縁が達成されるが、先述の通り、妾の場合には、定例25ヶ月の半分の期間、つまり12ヶ月半で離縁が成立するのである。結納後挙式前に駆け込む場合と同様で、これを「半限抱え」といった。縁切寺で妾の駆け込みを受容して離縁を達成させたということは、夫との関係解消は夫婦の離縁と同質のものと考えられていたからである。妾は「実質二分一の妻」については前述したが、本妻と妾は全く同一とはいえないまでも、在寺半減を杓子定規に考えれば、妾は妻の半分の地位を有したともいえるのであり、夫妻関係は準配偶関係といえる。

「囲い妾」については、これを奉公人と考える「妾奉公人説」と、配偶者と考える「妾配偶者説」とがあり、前者が多数説、後者はごく少数説である。筆者は「折衷説」を採用<sup>13)</sup>。すなわち、妾と主人（夫）との関係は、「対内的（両当事者間）」には奉公人であるが、「対外的（対世間的）」には配偶者として認識されていたというものである。したがって、夫妻関係は、対外的には、妾は夫の配偶者として認識されたから、これの密通は

妻と同様の仕置となり、同じく妾との手切れ、つまり夫妻関係の解消は、対外的に認知されるべきものとして、配偶者である妻に交付する離縁状が授受されたのである。他方、対内的には妾は奉公人の地位にあったというべきであるから、実質的には夫たる主人による一方的な関係解消も甘受せざるをえなかった。

このような妾の二面性から、妾の関係の解消にあたって、ときに奉公人的（従属的）色彩を濃厚に反映する場合と、逆に妾側の意向が強固に主張され、かなり高額な手切れ金と別宅にあった諸道具一式すべてを取得するような場合とがみられる。いいかえれば、手切れ以前の妾の地位が、まったく奉公人である場合から妻とほぼ同様な場合まで千差万別であり（もっとも多くは奉公人的妾であったろうが）、その関係解消にも夫妻の力関係が直接的に影響したのである<sup>14)</sup>。

註

- 1) 本書は2013年5月、文庫本化され、その際、あらたに井上ひさしの講演録「東慶寺とは何だったのか」が収録され、長部日出雄の解説も付された。なお、本稿での引用は入手しやすい文春文庫本の頁数によった。
- 2) 22世住職玉淵尼は、元文2年(1737)5月病身を理由に退院して、京都に帰ってしまう。以後130年無住職の時代になる。塔頭の一つ蔭涼軒主が住職を代理して寺務を執行したので、院代と称した。
- 3) 「さぶろうえもん」を三郎衛門と表記されている。作者ゆかりの東北地域ではそう表記された地域もあるが、関東とりわけ江戸では三郎衛門は三郎右衛門と「右」を入れて表記する旨を作者にお伝えしたが、作者は筆者の言を容れて、第五話では惣右衛門と、それ以降も同様に表記している。
- 4) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、1990年12月)237頁以下参照。
- 5) 小丸氏は存命のうちに、その文書178点の内3点(史料番号777~779)を除き、175点を鎌倉市中央図書館に寄贈された。拙編著『縁切寺東慶寺史料』史料番号691~868がそれである。
- 6) 『日本史大事典 2』(平凡社、1993年2月)896頁参照。
- 7) 拙著『増補 三くだり半』(平凡社、1999年7月)「十六 妾の離縁状」参照。
- 8) 群馬県桐生市 津久井家文書(中島夏雄氏の御教示による)。
- 9) 『木津町史 史料編』(1986年2月)161頁。
- 10) すでに日本経済評論社のPR誌『評論』(2014年1月)に「離縁状研究余滴 妾の三くだり半」として簡略な紹介をした。
- 11) 前掲注7)『増補 三くだり半』294~296、317・318頁参照。また拙著『泣いて笑って三くだり半』(教育出版、2001年4月)116・117頁には破いたものと縦棒を引いたものの写真を掲げてある。

- 12) 井上禅定『駈入寺』(小山書店、1955年9月)「(附)第八章 松ヶ岡貸附所 貸付仕法」241頁以下に詳しい。
- 13) 筆者の見解を「折衷説」として紹介されたのは、林由紀子氏で、その論文「江戸幕府服忌令の内容と解釈 その総則的規定」(『法と刑罰の歴史的考察』名古屋大学出版会、1987年12月)306頁である。
- 14) なお、妾は「実質二分一の妻」は、月のうち半分を妾(上京の女)と残りの半分を本妻(下京の女)と暮らすとした狂言「鈍太郎」を想起させる。

【付記】2014年正月歌舞伎座の「初春大歌舞伎」で、新作歌舞伎として「東慶寺花だより」が上演された。1月2日には、NHKのEテレで、その前半部分が生放映された。しかも新作で、初日の舞台という初物尽くしであった。前回の「梅の章 おせん」、今回の「桜の章 おぎん」と第5章「花槐の章 惣右衛門」の三話をまとめて舞台化したもので、新作世話物として定着、人気を博することを予見させる内容であった。また松竹京都撮影所での映画化も決定し、撮影に入ったそうである。